

仕 様 書

1. 件名

令和4年度職員健康診断等委託業務

2. 委託業務の概要

埼玉県済生会鴻巣病院及び併設施設（以下「当院」という。）の職員に対して、埼玉県医師会健康保険組合の健康診査費助成事業に基づく定期健康診断及び特定業務従事者健康診断（深夜業健康診断）を実施する。

3. 委託期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日

4. 受託者の条件

競争入札に参加する健診業者は以下の条件を満たしていること。

- （1）埼玉県医師会健康保険組合の健康診査費助成事業における助成対象健診機関であること。
- （2）埼玉県又は埼玉県の市町村における競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （3）定期健康診断において、埼玉県医師会健康保険組合の健康診査費助成事業の検査項目が全て実施可能で、尚且つ費用が健康診査費助成金額の限度内で実施できること。
- （4）医療法、医師法、労働安全衛生法等健診業者として求められる各種法令および企業の社会的責任として労働基準法等を遵守していること。
- （5）他機関と再委託・提携することなく巡回健診での定期健康診断が実施可能であること。
- （6）法人内における精度管理体制の整備を行っていること。また、公益社団法人日本医師会の臨床検査精度管理調査等、第三者機関による精度管理を実施していること。

5. 各健診の実施方法について

<定期健康診断>

（1）日程・会場

日程： 令和4年7月25日（月）9：00～17：00

令和4年7月26日（火）9：00～17：00

会場： 埼玉県済生会鴻巣病院 新館講堂

住所 埼玉県鴻巣市八幡田849

（2）対象者

当院の職員 約400人

（3）健診項目

分類	健診項目
診察等	計測（身長、体重、腹囲、BMI）、視力、聴力（オーディオメーター）、聴打診、血圧
脂質	総コレステロール定量、中性脂肪、HDL-コレステロール、

	LDL-コレステロール
肝機能	AST (GOT) 、ALT (GPT) 、 γ -GT(γ -GPT)、AL-P
代謝系	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c
血液一般	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数
尿・腎機能	尿蛋白（判定量）、尿糖（半定量）、潜血、ウロビリノーゲン、血清クレアチニン
新機能	12誘導心電図
肺	胸部X線
眼科系	眼底検査（両眼）

注）眼底検査（両眼）については省略して差し支えない。

<特定業務従事者健康診断>

（１）日程・会場

日程： 定期健康診断から6ヶ月後を目途に実施する

※詳細は受託者と当院担当者とで協議し決定する

会場： 埼玉県済生会鴻巣病院 新館講堂

住所 埼玉県鴻巣市八幡田849

（２）対象者

当院の深夜業務を含む業務に従事する職員 約240人

（３）健診項目

分類	健診項目
一般健診	計測（身長、体重、BMI）、視力、聴打診、血圧
	尿検査（糖、蛋白）
	胸部X線
血液検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数、血小板数

6. 結果報告

受注者は、以下のとおり受診者の健康診断結果を報告すること。

- （１）健康診断の実施日から1ヵ月以内に健康診断結果を紙媒体で受診者と発注者にそれぞれ提出すること。なお、受診者あて健康診断結果は1人ずつ封筒に入れること。
- （２）健康診断結果データについて、定期健康診断については、埼玉県医師会健康保険組合が指定する助成金申請用フォーマットを電子データ（Excel形式）で提出すること。また、特定業務従事者健康診断については、フォーマットは問わず電子データ（Excel形式）で提出すること。

7. 個人情報の保護

- （１）受注者は、本業務を処理するための個人情報の取り扱いにあたって、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取り扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- （２）本業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められたときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

8. 経費の負担

本業務に必要な消耗品、機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ当院が認めた場合を除きすべて受注者の負担とする。

9. 委託料の請求方法

- (1) 本業務に係る委託料の請求金額は、各検査の契約単価にそれぞれ実施者数を乗じた額とする。
- (2) 委託料の請求は、健康診断結果の報告が適正に行われた後に行うものとする。
- (3) 委託料の請求の際には、検査項目ごとの受診者数がわかる明細を添付するものとする。

10. その他

- (1) 受注者は、本業務遂行中に事故が発生した場合、速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い当院に報告すること。
- (2) 受注者は、本業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度当院と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本業務遂行上知り得た内容の一切を業務期間中はもとより、終了後においてもこれを第三者に漏らさないこと。また、提供された資料等を善良な管理者の注意を持って管理及び保管し、業務以外の用途に使用しないこと。
- (5) 契約の有無に関わらず健康診断結果や胸部X線フィルム等は5年間保管し、委託者の求めに応じ提供すること。